

大船渡市立綾里小学校創立 150 周年記念事業実行委員会 規約

第1条（名称及び事務局）

本会は、「大船渡市立綾里小学校創立 150 周年記念事業実行委員会」と称し、事務局を本校におく。

第2条（目的）

本会は、綾里小学校創立 150 周年記念事業を行い綾里小学校の発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業等を行う。

- (1) 150 周年記念事業
- (2) 事業に必要な財源の確保
- (3) その他、実行委員会が必要と認めたもの

第4条（組織）

本会は、綾里小学校学校運営協議会委員・綾里小学校新旧PTA会長・綾里小学校教職員をもって構成する。

第5条（役員）

本会は、次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1名
- (2) 副実行委員長 3名
- (3) 事務局員 3名（事務局長 1名 会計 1名）
- (4) 監 事 若干名
- (5) 顧 問 若干名

第6条（役員の任務）

役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 実行委員長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副実行委員長は、実行委員長を補佐し、事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 事務局員は、実行委員長の指示により、庶務及び会計の処理にあたる。
- (4) 会計監査は、本会の会計を監査する。
- (5) 顧問は、実行委員長の要請に応じ運営に参画する。

第7条（役員を選出）

役員は、実行委員会において推薦または互選により選出する。

第8条（役員任期）

役員任期は、150周年記念事業終了までとする。

第9条（会議）

本会は、目的達成のため次の会議を置く。

- (1) 実行委員会
 - (2) 役員会
 - (3) 部会
- 2 会議は、いずれも構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で決することとする。

第10条（実行委員会）

実行委員会は、必要に応じて実行委員長が招集し、次の事項を審議し決定する。

- (1) 規約の制定・改定に関する事。
- (2) 役員承認。
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 事業報告及び決算
- (5) その他、本会の目的達成のために必要となる事項。

第11条（役員会）

役員会は、第5条で定める役員で組織する。

- 2 役員会では、次の事項を審議・決定する。
- (1) 実行委員会に付議すべき事項
 - (2) その他、実行委員長が必要と認めた事項

第12条（部会の役割）

本会に、次の部会を置く。

- (1) 記念リーフレット部会 記念リーフレットに関する事
 - (2) 事業部会 記念品・記念事業・事業費徴収に関する事
 - (3) 広報部会 広報に関する事
 - (4) その他、実行委員会が必要と認めた部会
- 2 各部会に必要な部員をおく。部員の委嘱については、役員会において行う。
- 3 各部会は、必要に応じて、担当の副実行委員長が招集する。

第13条（会計）

本会の会計は、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第 14 条（会計年度）

本会の会計年度は、実行委員会設立に始まり、会の解散までとする。

第 15 条（委任）

本規則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、その決議権を実行委員長に委任する。

第 16 条（解散）

この会は第 2 条の目的を完遂した時をもって解散する。

附 則

この規約は、大船渡市立綾里小学校創立 150 周年記念事業実行委員会設立の日、令和 5 年 4 月 27 日より施行する。